

福岡県法令適用事前確認手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関し、当該行為が知事の所管する特定の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の規定の対象になるかどうかを、あらかじめ当該法令を所管する知事の機関（以下「所管課・室」という。）に確認し、所管課・室が回答を行うとともにその回答を公表する手続（以下「法令適用事前確認手続」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする法令の条項)

第2条 法令適用事前確認手続の対象となる法令（知事が処理する事務の根拠法令をいう。以下同じ。）の条項は、県民等の事業活動に係るものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該条項が申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
 - (2) 当該条項が届出、登録、確認等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
 - (3) 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
- 2 法令適用事前確認手続の対象となる法令の条項等は、福岡県のホームページを活用する等の方法により公表するものとする。

(照会手続)

第3条 法令適用事前確認手続に基づく照会を行うことができる者（以下「照会者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 将来自己が行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示していること。
 - (2) 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定していること。
 - (3) 当該特定した法令の条項について、適用に関する照会者の見解及びその結論を導き出す根拠を示していること。
 - (4) 照会及び回答の内容が公表されることに同意していること。
- 2 照会は、総務部行政経営企画課を経由して所管課・室に福岡県法令適用事前確認手続照会書（様式第1号。以下「照会書」という。）を提出（電磁的

方法によるものを含む。)して行うものとする。

- 3 照会書の提出を受けた課・室は、照会内容が当該課・室の所管する法令の条項に関するものでなかったときは、速やかに当該照会書を所管課・室に送付し、その旨を総務部行政経営企画課に通知するものとする。
- 4 前項の規定により照会書の送付を受けた所管課・室は、遅滞なく、照会書の送付を受けた旨を照会者に通知するものとする。
- 5 所管課・室は、照会書に形式上の不備があると認めるときは、照会者に対し補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条第1項に規定する回答期間には含まれないものとする。
- 6 所管課・室は、照会書が第1項に規定する要件を満たさない者から提出されたものであるとき、照会に係る法令の条項が第2条第1項各号のいずれにも該当しないとき又は照会の内容が法令適用事前確認手続の目的に合致しないときは、理由を示して回答を行わない旨を照会者に通知（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）するものとする。
- 7 所管課・室は、回答を行うまでの期間に照会者から照会の取下げの申出があった場合は、次条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。

(回答)

第4条 所管課・室は、福岡県法令適用事前確認手続回答書（様式第2号）により、照会者に回答するものとし、その回答期間は、原則として、照会書を所管課・室において受け付けた日から30日以内とする。ただし、次に掲げる場合は、合理的な範囲（原則として30日以内とする。）で回答期間を延長することができる。

(1) 慎重な判断を要する場合

(2) 所管課・室の事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合

- 2 照会者が口頭による回答に同意する場合は、前項の規定にかかわらず、所管課・室は、照会者に口頭により回答をすることができる。
- 3 第1項ただし書の規定により回答期間を延長する場合は、その理由及び回答時期の見通しについて、回答期間内に、書面により照会者に通知するものとする。
- 4 照会に係る事項が次の各号に該当する場合は、回答を行わないことができる。この場合において、所管課・室は、福岡県法令適用事前確認手続（通知書）（様式第3号）により、遅滞なく、照会者に通知するものとする。
 - (1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である場合又は不足し

ている場合

(2) 類似の事実が争訟（訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て及びその他の法令の規定に基づく不服申立てをいう。）の対象となっている場合

(3) 一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている等、ありふれた事実に関する照会又はすでに回答を公表している照会と同種類類似の照会である場合

5 所管課・室は、回答後、法令の改正や事情変更等合理的な理由により回答内容と異なる判断をするときは、当該判断及びその理由について公表しなければならない。

（行政経営企画課長への合議）

第5条 所管課・室は、第3条第6項の規定により照会者へ通知するとき又は前条第1項若しくは第2項の規定により照会者へ回答するときは、総務部行政経営企画課長に合議しなければならない。

（照会及び回答内容の公表）

第6条 照会及び回答の内容は、原則として、回答を行った日から30日以内に、ホームページにおいて公表する。ただし、福岡県情報公開条例（平成13年条例第5号）第7条に規定する非開示情報に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

2 照会者が照会及び回答の内容について公表の延期を希望したときは、当該希望を受けた所管課・室は、速やかに内容を検討し、第4条第1項に規定する回答期間（同項ただし書の規定により延長したときは、当該延長後の回答期間）内に、照会者に対し、遅滞なく公表の延期の諾否を通知するものとする。この場合において、当該所管課・室は、照会者が照会の取下げを検討するための相当な期間を確保できるよう留意するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

福岡県法令適用事前確認手続照会書

年 月 日

（総務部行政経営企画課経由）

所管課（室）長 殿

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

電話番号：

F A X 番号又はメールアドレス：

（法人等にあつては担当者がいる場合は、担当者の氏名、
連絡先等を記入すること。）

福岡県法令適用事前確認手続要綱第3条第2項の規定に
基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意しま
す。

記

- 1 法令名及び条項
- 2 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実
- 3 当該事実が照会する法令の条項の適用対象となる
（ならない）ことに関する照会者の見解及びその結論
を導き出す根拠（必要があれば資料を添付してくださ
い。）
- 4 公表の延期の希望（希望する場合のみ）
 - (1) 理由
 - (2) 公表可能時期
- 5 回答方法（希望する方法を○で囲むこと。）
 - (1) 口頭
 - (2) 文書（通知・F A X・メール）

福岡県法令適用事前確認手続回答書

番 号
年 月 日

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名） 殿

所管課（室）長

平成 年 月 日付けをもって照会のあつたことについて、福岡県法令適用事前確認手続要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、この回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、あなたから提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあつた具体的事実については、照会法令の条項の適用対象となる（ならない）

2 当該事実が照会法令の条項の適用対象となる（ならない）ことに関する見解及びその結論を導き出す根拠

3 その他（必要があれば資料を添付すること。）

福岡県法令適用事前確認手続通知書

番 号

年 月 日

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名） 殿

所管課（室）長

平成 年 月 日付けをもって照会のあつたことについては、下記のとおり回答ができないので、福岡県法令適用事前確認手続要綱第4条第4項の規定に基づき通知します。

記

（理由の例）

- ・判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確であるため又は不足しているため（第4条第4項第1号）
- ・訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立ての対象となっているため（第4条第4項第2号）
- ・一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている等、ありふれた事案に関する照会又は既に回答を公表している照会と同種類類似の照会であるため（第4条第4項第3号）

（参考情報）